令和8年度 和歌山市脱炭素先行地域住宅・店舗

省エネ設備等導入補助金

受付開始

エリア限定※！市民・事業者等が対象



補助率 2/3

※対象エリア…北ぶらくり丁商店街、市堀川かわまちづくりエリア（城北地区第8区、第10区、第11区、第12区、第13区、第14区、第15区）

太陽光発電設備	断熱改修	高効率換気設備	高効率エアコン	LED照明	高効率給湯器	コージェネレーションシステム
上限なし※	200万円	住宅：20万円 店舗：上限なし※	住宅：40万円 店舗：上限なし※	住宅：10万円 店舗：上限なし※	住宅：40万円 店舗：上限なし※	住宅：100万円 店舗：上限なし※

※予算には限りがありますので、予めご了承ください。
※補助対象物件の使用電力を再エネ100パーセント電力に切り替える等、そのほかにも交付要件があります。
※対象者と利用できるメニュー、申請の流れは裏面をご覧ください。

まずは、お気軽にご相談ください

和歌山市　脱炭素社会推進課
和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所本庁舎6階
073-435-1368
平日 9:00～17:00

受付期間　令和8年11月16日（月）9時 ～令和9年2月1日（月）17時

先着順／予算がなくなり次第終了

和歌山市

対象者と利用できるメニュー

対象者			利用できるメニュー		
No.	建物の種類	利用形態	太陽光発電設備	断熱改修	省エネ設備
1	住宅 戸建住宅	所有者	○	○	○
2		賃借・転借人（借りる者）	×	○	○
3		賃貸人・転貸人（貸す者）	×	○※	○※
4		買取再販業者（販売する者）	×	○※	○※
5	住宅 集合住宅（マンション、アパート）	所有者	×	×	○
6		賃借・転借人（借りる者）	×	×	○
7		賃貸人・転貸人（貸す者）	×	×	○
8		買取再販業者（販売する者）	×	×	×
9	店舗 業務用建築物（店舗、事務所など）	所有者	○	○	○
10		賃借・転借人（借りる者）	×	○	○
11		賃貸人・転貸人（貸す者）	×	○※	○※
12		買取再販業者（販売する者）	×	○※	○※
13	住宅 店舗 複数用途建築物（1階店舗、2階住宅など使用用途が複数ある建物）	所有者	○	○	○
14		賃借・転借人（借りる者）	×	○	○
15		賃貸人・転貸人（貸す者）	×	○※	○※
16		買取再販業者（販売する者）	×	○※	○※

※空き家／空き店舗に限る

申請の流れ



★対象となるかご不明な場合や、ご判断に迷う場合は、脱炭素社会推進課（073-435-1368）へお気軽にお問い合わせください。

申請方法	市役所本庁舎6階 脱炭素社会推進課に申請書類を持参
受付期間	令和8年11月16日（月）9時から令和9年2月1日（月）17時まで ※先着順。予算がなくなり次第終了。

申請書類など詳しくは市HPで

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/gomi_kankyo/1067540/1067936/1068431.html